

## 浜松市教育ネットワーク推進会議設置要綱

### (名称)

第1条 本会議は、浜松市教育ネットワーク推進会議と称する。

### (目的)

第2条 本会議は、浜松市における教育の情報化を推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) 教育の情報化の方向性に関する事
- (2) ネットワーク等の環境整備に関する事
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第4条 本会議は、次の者をもって組織する。

- (1) 浜松市教育委員会教育長
- (2) 浜松市校長会代表(三役)
- (3) 浜松市幼稚園長会長
- (4) 浜松市教育委員会学校教育部長
- (5) 浜松市教育委員会学校教育部教育総務課長
- (6) 浜松市教育委員会学校教育部教育施設課長
- (7) 浜松市教育委員会学校教育部指導課長
- (8) 浜松市教育委員会学校教育部教職員課長
- (9) 浜松市教育委員会学校教育部健康安全課長
- (10) 浜松市教育委員会学校教育部浜松市教育センター所長
- (11) 浜松市立高等学校長
- (12) 浜松市こども家庭部幼児教育・保育課長
- (13) 浜松市企画調整部情報政策課長
- (14) 浜松市校長会代表

### (任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

### (役員及び任務)

第6条 本会議には、会長1名、副会長1名を置く。会長は浜松市教育委員会教育長が務める。副会長は浜松市校長会代表(三役)が務める。

2 会長は会務を総理し、本会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要により会長の職務を代理する。

( 会議 )

第7条 本会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 議長は会長が務める。

( 運営 )

第8条 本会議の目的達成のため、必要に応じて専門部会を設置する。

2 本会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

( 事務局 )

第9条 本会議の事務局は、浜松市教育委員会学校教育部教育施設課内に置く。

( その他 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査研究に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 教育情報システム検討委員会規約(平成2年制定)及び浜松市先進的教育用ネットワークモデル地域事業推進会議設置要綱(平成11年制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。